

呉市 子ども・子育て支援事業計画

すくすく・のびのび  
子育てが楽しいまち  
くれ



平成27年3月

呉市

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景・趣旨

- 近年、全国的に出生数の減少と高齢化の進展、いわゆる少子高齢化の進行が深刻化する中、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などを背景として、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。
- 平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。  
新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、障害児支援、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

### (2) 計画の位置付け

- 本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく「子ども・子育て支援事業計画」となります。また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が改正され、同法の有効期限が10年間延長されたこと（平成37年3月31日まで）から、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け一体的に策定する計画とします。
- 第4次呉市長期総合計画の下位計画として位置付け、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業について計画期間内に量の見込みに応じた供給体制を整備するための行動計画とします。

### (3) 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。

また、計画期間中においても、社会経済情勢や本市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

## 2 子育て家庭を取り巻く現状

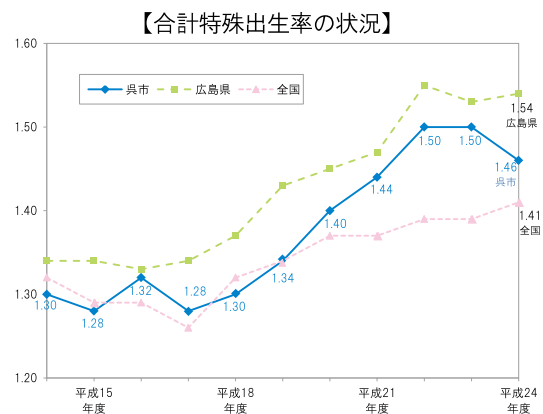
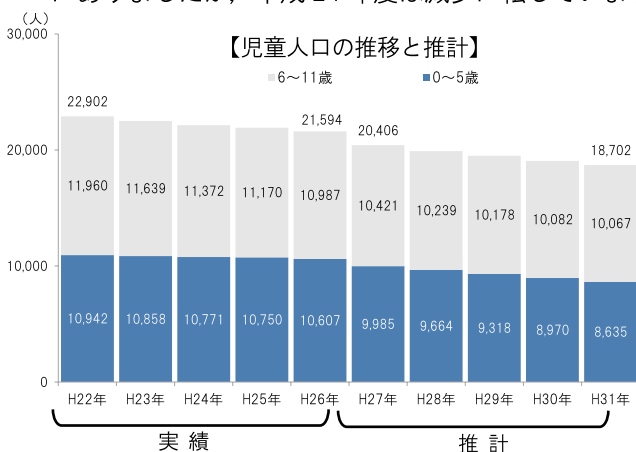
### ■児童人口等の推移と推計

0歳から11歳までの子どもの人口は減少を続けており、平成26年は21,594人、内訳は0～5歳10,607人、6～11歳10,987人となっています。

この傾向で推移すると平成31年の推計は合計18,702人で、内訳は0～5歳8,635人、6～11歳10,067人と見込まれます。（推計は国勢調査を基に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口（平成25年3月推計）」で用いられたものを準用）

### ■合計特殊出生率の推移

平成24年度の呉市の合計特殊出生率は1.46と全国平均を上回っています。平成17年の1.28以降は上昇傾向にありましたが、平成24年度は減少に転じています。また、広島県平均より全般的に低い状況にあります。



### 3 計画の基本的な考え方

呉市次世代育成支援行動計画（後期計画）では、今後の少子高齢化の進展に伴う子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、平成17年度から26年度までの10年間、集中的、計画的な取組を推進してきました。

本計画（計画期間5か年（平成27年～31年））では、次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念を継承し、次のように基本理念を設定します。

すくすく・のびのび・子育てが楽しいまちくれ

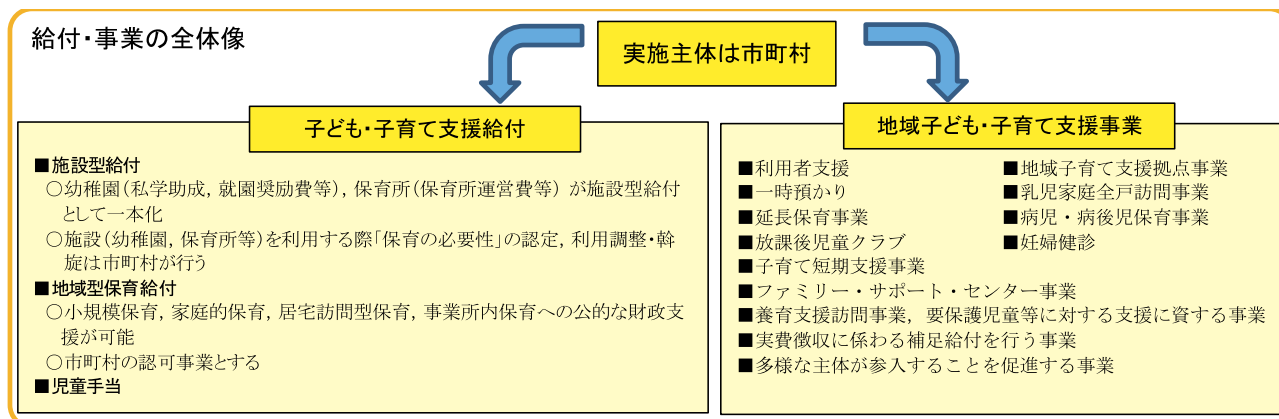
### 4 子ども・子育て支援の新たな取組

#### (1) 子ども・子育て支援新制度について

##### ■子ども・子育て関連3法の主なポイント

- ①子ども・子育て支援法
  - ◆ 「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設
  - ◆ 子ども・子育て支援事業計画の策定
- ②認定こども園法の一部改正
  - ◆ 幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ施設と位置付け（設置者主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人）認可、指導監督を一本化
- ③子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正に伴う関係整備法
  - ◆ 放課後児童会の対象学年の拡充等

##### ■子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援事業の全体像



#### (2) 子ども・子育て支援事業計画における提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、市町村は、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備の状況などを総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、提供区域として設定しなければならない」とされています。呉市では、下表のように提供区域を設定し、多様なニーズに対応できるよう体制を整えます。

NO.	事業名	提供区域	NO.	事業名	提供区域
1	教育・保育事業	7ブロック	8	子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	1ブロック（全市）
2	一時預かり事業	7ブロック (教育・保育と 同様の区域設定)	9	ファミリー・サポート・センター事業	
3	延長保育事業		10	養育支援訪問事業	
4	地域子育て支援拠点事業		11	利用者支援事業	
5	病児・病後児保育事業	1ブロック（全市）	12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
6	こんには赤ちゃん事業		13	多様な主体が参入することを 促進するための事業	
7	妊婦健康診査事業		14	放課後児童健全育成事業	

### (3) 教育・保育事業（子ども・子育て支援給付）の量の見込みと確保方策について

#### ■「量の見込み」の標準的な算出方法

$$\text{推計児童数(平成27～31年度)} \times \text{潜在家庭類型割合} \times \text{利用意向率(ニーズ調査結果より)} = \text{量の見込み}$$

#### ①教育・保育事業

(単位：人)

提供区域名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
天応・吉浦	量の見込	372	383	392	390	380
	確保方策	372	383	392	390	380
	過不足	0	0	0	0	0
中央・宮原・警固屋	量の見込	2,086	2,068	2,111	2,037	1,994
	確保方策	1,883	2,008	2,111	2,037	1,994
	過不足	▲203	▲60	0	0	0
音戸・倉橋	量の見込	297	285	266	261	262
	確保方策	276	265	266	261	262
	過不足	▲21	▲20	0	0	0
阿賀・広・仁方・郷原	量の見込	2,901	2,805	2,699	2,672	2,664
	確保方策	2,444	2,671	2,699	2,672	2,664
	過不足	▲457	▲134	0	0	0
川尻・安浦	量の見込	528	517	489	489	477
	確保方策	528	517	489	489	477
	過不足	0	0	0	0	0
昭和	量の見込	1,169	1,171	1,115	1,113	1,085
	確保方策	1,074	1,106	1,115	1,113	1,085
	過不足	▲95	▲65	0	0	0
安芸灘	量の見込	63	51	42	42	41
	確保方策	63	51	42	42	41
	過不足	0	0	0	0	0

ニーズ調査結果から、中央や広、昭和、音戸地区の提供区域において提供量の不足が見込まれます。

小規模保育事業や事業所内保育事業の活用、認定こども園への移行促進などにより、待機児童が発生しないよう対策を検討します。

### (4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

#### ①一時預かり事業（在園児以外の一時的預かり）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園などで一時的に預る事業です。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,059	1,063	1,042	1,019	1,004
確保方策（一時預かり実施か所）	14か所	14か所	15か所	18か所	18か所
過不足	▲86	▲87	▲38	0	0

預かり事業を実施していない提供区域が一部ありますが、ニーズに対応できるよう対策を検討します。

#### ②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日に認定時間（保育標準時間・保育短時間）を超えて、認定こども園、保育所で保育を実施する事業です。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,935	1,896	1,851	1,818	1,783
確保方策	1,726	1,694	1,656	1,627	1,783
過不足	▲209	▲202	▲195	▲191	0

#### ③病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病気や病気からの回復期などで集団保育などが困難な子どもを病院などにおいて付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	9,547	9,391	9,197	8,999	8,832	
確保方策	実施箇所	2か所	2か所	3か所	4か所	4か所
	延受入人数	3,920	3,920	5,880	7,840	8,832
過不足	▲5,627	▲5,471	▲3,317	▲1,159	0	

新たな施設の増設や施設内の定員増を行い、ニーズに対応できるよう対策を検討します。

#### ④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所として開設し、子育てについての相談や各種情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み	99,864	98,460	97,284	95,292	93,120	
確保方策	ひろば型	57,228	56,700	55,296	54,000	52,596
	センター型	30,512	30,188	31,452	41,292	40,524
過不足	▲12,124	▲11,572	▲10,536	0	0	

認定こども園への移行促進などにより「地域子ども子育て支援拠点事業」を実施する施設が増えるよう、対策を検討します。

#### ⑤こんには赤ちゃん事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う事業です。

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,553	1,519	1,491	1,458	1,415
確保方策	1,553	1,519	1,491	1,458	1,415
過不足	0	0	0	0	0

#### ⑥妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	20,318	19,875	19,515	19,072	18,521
確保方策	20,318	19,875	19,515	19,072	18,521
過不足	0	0	0	0	0

#### ⑦子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

(単位：延利用日数)

【ショートステイ】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	264	257	250	241	239
確保方策（ショートステイ）	226	230	235	240	250
過不足	▲38	▲27	▲15	▲1	11
【トワイライトステイ】	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	204	191	179	168	157
確保方策（トワイライトステイ）	295	295	295	295	295
過不足	91	104	116	127	138

※ショートステイについては、愛光園の施設改修に伴い平成 28 年度から段階的に受入拡大。

#### ⑧ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,105	1,094	1,083	1,072	1,060
確保方策	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221
過不足	116	127	138	149	161

## ⑨養育支援訪問事業、要保護児童等に対する支援に資する事業

### 【子育てヘルパー派遣事業】

養育支援が必要な世帯に対し、家事、育児等の援助を行うことで、当該家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援するために、子育てヘルパーを派遣する事業です。

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	800	800	800	800	800
確保方策	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252
過不足	452	452	452	452	452

### 【児童家庭相談事業】

児童虐待など、子どもを取り巻く問題は、複雑・多様化しており、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援していくことで家庭の安定を図るとともに、地域におけるきめ細やかな支援体制を整える事業です。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	98	98	98	98	98
確保方策	108	108	108	108	108
過不足	10	10	10	10	10

## ⑩放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,551	1,633	1,685	1,670	1,656
確保方策	2,108	2,228	2,308	2,308	2,308
過不足	557	595	623	638	652

呉市の放課後児童会は、平成27年度から段階的に受入学年を拡大することを予定しています。

平成27年度…1年生から4年生：平成28年度…1年生から5年生：平成29年度…1年生から6年生

## ⑪利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や地域子育て支援拠点等で相談を受け付ける等利用者支援を図る事業を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業を行います。

## ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業を行います。



## 5 実施計画

基本理念に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を推進していくために、次の6つの視点（基本目標）を設定します。

### 基本目標1 地域で子どもと子育て家庭を支える支援

- ◆子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスの充実や相談、情報提供、児童の健全育成事業などを実施し、子どもの成長と子育てを支援します。
- ◆次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支え合うため、子育てネットワークの形成を推進します。
- ◆子どもや保護者が、保育所や幼稚園などの教育保育施設や一時預かり、放課後児童会等の支援事業の中から、適切なサービスを選択し円滑に利用できるよう利用者支援を行います。

#### ■重点施策

- ①地域における子育て支援の充実
- ②教育・保育サービスの充実
- ③子育て支援のネットワークづくり
- ④子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進

### 基本目標2 親と子の心と体の健康づくり

- ◆親子の健康が確保されるように、保健、福祉、医療、教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを推進します。
- ◆医療機関等との連携により、必要な時に適切な医療が受けられるよう小児医療体制の確保に努めます。

#### ■重点施策

- ①子どもや母親の健康の確保
- ②「食育」の推進
- ③思春期保健対策の充実
- ④小児医療の充実

### 基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実

- ◆子ども一人一人が自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしの中で伸ばさせることができるよう、家庭、学校及び地域が連携しながら様々な事業を展開します。

#### ■重点施策

- ①次代の親の育成
- ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④青少年の健全育成及び非行等への対応

## 基本目標4 子どもと子育てにやさしい生活環境の整備

- ◆事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心できる生活環境づくりを推進します。
- ◆子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい、地域、生活環境、道路交通環境などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう支援します。

### ■重点施策

- ①子どもの安全の確保
- ②安心して外出できる環境の整備
- ③安全・安心なまちづくりの推進

## 基本目標5 子育てと仕事の両立支援

- ◆育児休業などの各種法制度の普及・定着や子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し子育てに対する理解や協力を働きかけ、男女が協働して家庭責任を担うことができる就労環境の整備に努めます。
- ◆子育てや地域活動、趣味の活動等「家庭」と「仕事」のバランスが取れた生き方の実現に向けた気運を醸成します。
- ◆若者が住み慣れた地域の中での将来設計を立てられるよう、企業・国・自治体が連携して、安定した雇用促進に向けた取組を推進します。

### ■重点施策

- ①切れ目のない支援の充実（出会い・結婚・出産・育児）
- ②ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し
- ③子育てと仕事の両立の推進
- ④家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進

## 基本目標6 支援・配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

- ◆社会問題化している児童虐待の防止対策を始め、ひとり親家庭等の自立支援、障害児施策など、様々な状況にある支援が必要な子どもとその保護者の成長を支えていくため、保健、福祉、医療、教育などの関係機関の連携を強化し、効果的な取組を推進します。

### ■重点施策

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②子どもの貧困対策（ひとり親家庭等）
- ③障害児施策の充実

## 呉市子ども・子育て支援事業計画～概要版～

平成27年3月発行

発行/呉市福祉保健部子育て支援課・子育て施設課

〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号（すこやかセンターくれ4F）

TEL (0823) 25-3254/FAX(0823)24-6720/E-mail kodosien@city.kure.lg.jp

※この概要版及び計画書は、くれ子育てネット  
(<http://www.kure-kosodate.com/>) からダウンロードが可能です。